

川崎市中心部リハビリテーションセンター付属施設管理運営要綱

(趣旨)

第1条 川崎市中心部リハビリテーションセンター付属施設（以下「付属施設」という。）の利用については、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）及び川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例施行規則（昭和46年川崎市規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(付属施設)

第2条 この要綱において、付属施設とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 井田体育館（以下、「体育館」という。）
- (2) 井田プール（以下、「プール」という。）
- (3) 井田運動場（以下、「運動場」という。）

(利用期間及び利用時間)

第3条 付属施設の利用期間及び利用時間は、次の表1のとおりとする。

ただし、健康福祉局長が必要と認めるときには、これを変更することができる。

表1 付属施設の利用期間及び利用時間

付属施設	利用期間	利用時間
体育館	1月4日から12月28日まで。 ただし、第2、第4水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときはその翌日）を除く。	(1) 午前9時から午前12時まで (2) 午後1時から午後4時まで (3) 午後6時から午後9時まで
プール	7月20日から8月31日までのうち、概ね30日間以上で設定する。	(1) 午前9時30分から11時30分まで (2) 午後1時から午後3時まで
運動場	1月4日から12月28日まで	(1) 午前9時から午前12時まで (2) 午後1時から午後4時まで

*上記の他に点検・清掃等のため、臨時休館日を設けることがある。

(利用者の範囲)

第4条 付属施設を利用することができる者は、次の各号に該当する者で構成される市内の団体とする。ただし、プールについては個人での利用（以下「個人利用」という。）を認めることとする。

- (1) 市内に居住若しくは市内に勤務先又は通学先を有する身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他これらに準ずる者（以下、「障害者等」という。）
- (2) 市内の心身障害者施設を利用している障害者等
- (3) 前2号に規定する者の保護者又は介護者
- (4) その他市長が付属施設の利用を適当と認める者
- (5) プールの個人利用については、前1号及び前2号に規定する者

2 付属施設を利用できる団体は、前項の規定による者が5人以上かつ、うち前項1号及び2号に該当する者が3人以上によって構成された団体又はその他市長が付属施設の利用を適当と認める団体に限る。

(利用の登録)

第5条 前条に規定する団体で付属施設を利用しようとする者は、あらかじめ付属施設に利用団体として登録をしなければならない。

2 前項の規定による登録は、「団体登録申請書」（様式1-1）、プールの個人利用については、「プール利用登録申請書」（様式1-2）を、付属施設を管理する健康福祉局総合リハビリテーション推進センター中部地域支援室長（以下「中部地域支援室長」という。）に提出し、承認を得るもの

とする。

3 登録内容に変更があった場合は、直ちに中部地域支援室長へ申し出ること。

(利用の申込)

第6条 前条の規定により登録した利用団体が附属施設を利用しようとするときは、「附属施設利用申込書兼許可書」(様式2-1または2-2)を、利用する日の属する前月の1日までに附属施設を管理する中部地域支援室長に提出、若しくはインターネットで申し込むものとする。

2 中部地域支援室長は、前項の規定によらず附属施設の管理及び運営の実状に応じて、「附属施設利用申込書兼許可書」(様式2-1または2-2)の提出方法及び提出期日を変更することができる。

(利用の承認)

第7条 附属施設を管理する中部地域支援室長は、前条に規定する申し込みの場合において、附属施設の利用を適当と認めるときは、許可を記した「附属施設利用申込書兼許可書」、プール個人利用については「利用許可証」を申込者に交付するものとする。

(利用の制限)

第8条 附属施設を管理する中部地域支援室長は、次の各号に一つでも該当すると認められるときは、利用を承認せず、又は一度承認された場合でもそれを取り消すことができる。

- (1) 営利を目的とする行為を行うとき。
- (2) 附属施設の利用について適格な保護者又は介護者を欠くとき。
- (3) 附属施設又はその設備等を損壊、破損するおそれがあるとき。
- (4) その他附属施設の管理に支障をきたすおそれのあるとき。

(備品及び設備)

第9条 附属施設にある備品を借用する場合は、事前に連絡の上、「備品借用書」(様式3)を提出しなければならない。備品若しくは設備を損壊、破損又は紛失した場合は、借用前の原状に戻すか賠償するものとする。

(管理及び運営)

第10条 附属施設の管理及び運営については、所管課である健康福祉局総合リハビリテーション推進センター中部地域支援室が行うこととし、必要な事項は中部地域支援室長が定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、附属施設の管理について必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。